

ポイントをもらってお得に買い物！

マイナポイントが始まります

2万円チャージで
25%もらえる!!
(上限5千円)

マイナンバーカードを取得し、カードでマイナポイントの利用手続きをした人を対象に、キャッシュレス決済サービスでの買い物に利用できる「マイナポイント」が国から付与されます。マイナポイントの申し込みは7月から、ポイントの付与は9月から始まります。

手続きは簡単 3 ステップ！

マイナポイントの付与を受けるには、次の3つの手順が必要です。

ステップ ①

マイナンバーカードを取得

- (1) 郵送、インターネット、マイナンバー対応の証明用写真機から申請
- (2) 市役所から受け取りの案内が届く
- (3) 市役所でマイナンバーカードの受け取り



※マイナンバーカードの受け取りには1～2か月かかります。
※7月1日から31日までは市役所の専用タブレットで職員が申請のお手伝いをします。

ステップ ②

マイナポイントを予約

マイナポイントの予約には、パソコンやスマートフォンを使って専用サイトにアクセスし、マイナンバーカードを読み取り、「マイキーID」の設定が必要です。パソコン・スマートフォンをお持ちでない人は、市役所、山陽総合事務所で手続きできます。



※マイキーIDとは、マイナンバーカードのICチップ内に任意で設定するIDのことです。
※国の予算の上限に達した場合には、予約を締め切ります。予約はお早めに。

ステップ ③

マイナポイントを申込み【令和2年7月～令和3年3月】

- (1) マイナポイント申込みページにログインし、利用するキャッシュレス決済サービスを選択し申し込む
 - (2) キャッシュレス決済サービスにチャージなどを行うことで、マイナポイントがもらえる
- ※マイナポイントは令和2年9月～令和3年3月末までのチャージまたは買い物が対象です。



マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市役所の専用タブレットで、職員がマイナンバーカードの申請のお手伝いをします。

- ◎とき 7月1日(水)～31日(金) 9:00～17:00 (土・日曜日、祝日を除く)
※水曜日は9:00～18:45まで受け付けます。(市民課のみ)
- ◎ところ 市民課、山陽総合事務所市民窓口課
- ◎持ってくるもの マイナンバーカード交付申請書、本人確認書類(運転免許証など)
- ※マイナンバーカード交付申請書を紛失された場合はご相談ください。



図 マイナンバーカードの申請について ▶ 市民課 (☎ 82-1140) 市民窓口課 (☎ 71-1513)
マイナポイントについて ▶ 総務課 (☎ 82-1121) 山陽総合事務所 (☎ 72-1111)
▶ 国のマイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)